

# ちゅうおう 消費者だより

P1～2 衣類等の洗濯表示が変わります  
P2～3 平成26年度  
中央区消費生活相談の概要  
P4 破裂事故に注意！  
ペットボトル飲料の飲み残し

第 **163** 号  
平成27年7月

編集発行  
中央区  
消費生活センター  
☎ 03-3546-5332  
ホームページ  
<http://chuo-consumer.genki365.net/>

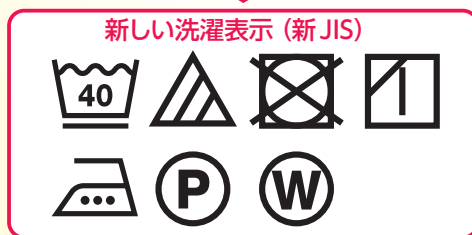
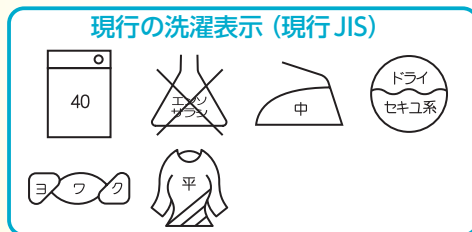
## 衣類等の洗濯表示が変わります

～家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規程が改正されました～

国際化の流れの中、日本独自の衣類等の洗濯表示が国際規格 (ISO) に合わせて変更されることになりました。新しい表示は、平成28年12月から実施されます。

記号の種類が22種類から41種類に増え、慣れない表示に戸惑うことも予想されますが、大切な衣料品の上手なお手入れに取り入れたいものです。

### 【変更後の表示例】



注：両者の表示は同じ取扱方法を意味するものではありません。



### 中央区消費生活センター 相談窓口のご案内

消費生活相談専用ダイヤル ☎ **03(3543)0084**

相談日時 月曜日から金曜日まで 午前9時～午後4時 (祝日・年末年始を除く)

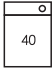





所在地 〒104-8404 中央区築地1-1-1 中央区役所1階  
<http://chuo-consumer.genki365.net>

契約や解約に関するトラブル、クーリング・オフの方法や商品の品質、事故等についての相談を専門の相談員がお受けしています。








リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

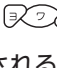







詳しくは消費者庁ホームページを参照してください。

現行JISの洗濯表示記号の一例	
	液温は、40℃を限度とし、洗濯機による洗濯ができる。
	塩素系漂白剤による漂白はできない。
	アイロンは160℃を限度とし、中程度の温度(140から160℃まで)で掛けるのがよい。
	ドライクリーニングができる。溶剤は、石油系のものを使用する。
	手絞りの場合は弱く、遠心脱水の場合は、短時間で絞るのがよい。
	日陰の平干しがよい。



新JISの洗濯表示記号の一例	
	液温は40℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる。
	酸素系漂白剤の使用はできるが、塩素系漂白剤は使用禁止。
	タンブル乾燥禁止。
	日陰のつり干しがよい。
	底面温度200℃を限度としてアイロン仕上げができる。
	パークロロエチレン及び石油系溶剤によるドライクリーニングができる。
	ウェットクリーニングができる。

現行JISにある絞り方のに相当する記号は新JISに無いため、新JIS表示では、必要に応じて「弱く絞る」などの付記用語で表示されることになります。

また、は、自然乾燥記号におけるぬれ干しの記号()においてその意味を含んでいます。

ファッションの国際化で海外からの衣料品の輸入が増え、表示を国際規格へ統一するよう事業者から強い要望がありました。

衣類等の洗濯表示は、「家庭用品品質表示法」で規定されています。現在の洗濯表示記号や表示方法、試験方法はJIS（日本工業規格）を引用しており、日本独自のものです。一方、国際規格であるISOでも繊維製品の洗濯表示記号が規定されていますが、日本の洗濯習慣に適合する表示がなく、洗濯機に関する試験方法が規定されていないことから、国際規格への統一が難しい状況でした。そのため、日本から国際規格の改正を提案し、日本の提案にそった国際規格が発行されました。このような経過で国際規格に整合した新しいJISが平成26年10月に制定されました。

新しい洗濯表示記号は従来のものよりかなり抽象化されました。しかし、記号の種類が増えたことでよりきめ細かな手入れができるメリットもあります。

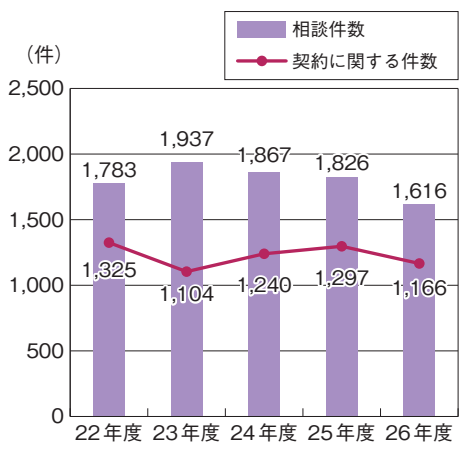
## 中央区消費生活相談の概要 (平成26年度)

◆相談件数は1,616件◆

平成24年度以降減少傾向が続き、26年度は前年度と比較して210件、12%減少しました。

商品・役務別で見ると、「運輸・通信サービス」の相談件数が355件で全体の22%を占め、「金融・保険サービス」がこれに続きます。

年度別相談件数の推移



◆多発するネット・携帯電話の被害◆

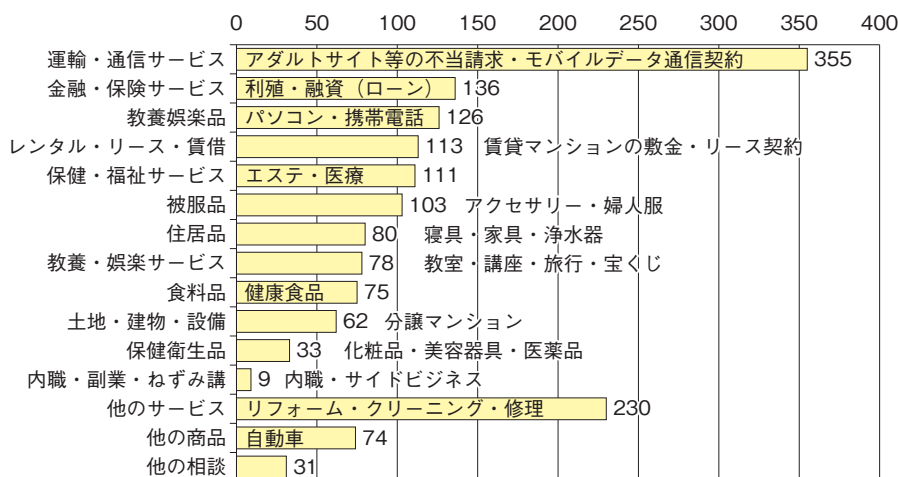
日常生活の中でインターネットや携帯電話の使用が世代を問わず広がっている現代を反映し、「アダルトサイト等の不当請求」（ワンクリック詐欺）、「モバイルデータ通信契約」などの被害が増えています。また金融・保険サービス部門では、「老人ホームの入居権に関する儲け話」など高齢者を狙った不審な投資関連の相談が増加傾向にあります。

◆トラブルを未然に防ぐには

年齢を問わず積極的に商品や契約の知識を身につけることが大切です。また、高齢者に対しては身内や近隣の方々などの「見守り」や「声かけ」もトラブルから身を守ることにつながります。

消費生活センターでは「相談事例集」など豊富な資料を用意しておりますので、ぜひ消費生活センターにお立ち寄りいただき、ご利用ください。

商品・役務（サービス）別相談件数【総数1,616件】



詐欺被害に遭いやすいかチェック！

（NHKの特集番組から引用）

1.  火災保険や生命保険の契約金額を知らない
2.  車や部屋の合鍵を持っていない。
3.  テレビをあまり見ない。
4.  ひまがあれば、本や雑誌を読みたい方だ。
5.  大事なことは、いつも自分で決める。
6.  こだわりが強い方だと思う。
7.  占いや風水を信じる方だ。
8.  UFOはきつといると信じている。
9.  開運グッズを3つ以上持っている。
10.  流行に流されやすい方である。

● 1～3の項目にあてはまる方は、リスクに対する意識や詐欺への注意が低い傾向です。

● 4～6の項目にあてはまる方は、自信過剰な傾向です。

● 7～10の項目にあてはまる方は、人が良すぎる傾向です。

チェック項目のうち、4つ以上に当てはまる方は、詐欺などの被害に遭いやすいと診断されています。

CHECK!



出前講座

消費生活の知識の普及や消費者トラブルの未然防止のために、町会・自治会、高齢者クラブ、PTAなどの団体・グループが主催する講座や講演会に講師を派遣します。

■講座内容

● エンディングノート

● 悪質商法

● 身の回りの危険（ヒヤリ・ハット）

その他内容についてはご相談ください。

■費用

講師謝礼は中央区で負担します

■会場

区内（申込者が用意してください）

■申込方法

原則として、派遣を希望される日の2か月前までに電話でお申込みください。

■申込（問合せ）先

中央区消費生活センター

電話 03(3546)5332

# 破裂事故に注意!

ペットボトル飲料の飲み残しは危険です。

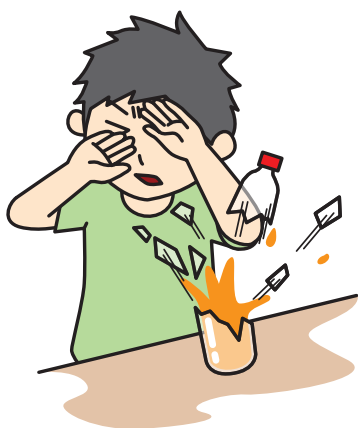
## 事例

「マンションの住民が出したペットボトルをまとめて資源ごみに出すために、ラベルをはがしていた。飲み残しの果汁飲料が入ったままふたが閉められた。ペットボトルのラベルをカッターナイフで切った途端、ペットボトルが破裂してジュースが顔に飛び散った。ペットボトルの破片は2〜3m先まで飛んでいた。爆発音で耳がおかしくなり不安だ。」

野菜飲料や果実飲料は比較的栄養分が多いので、開栓してから時間がたつと、微生物が混入して炭酸ガスが蓄積する場合があります。ペットボトルが膨らみ、ふたが飛んだり、容器が破裂したりする危険性があります。中には、手や顔面にけがをしたという事例もあります。

ペットボトルの飲料は、開けたら早めに飲みきるようにしましょう。

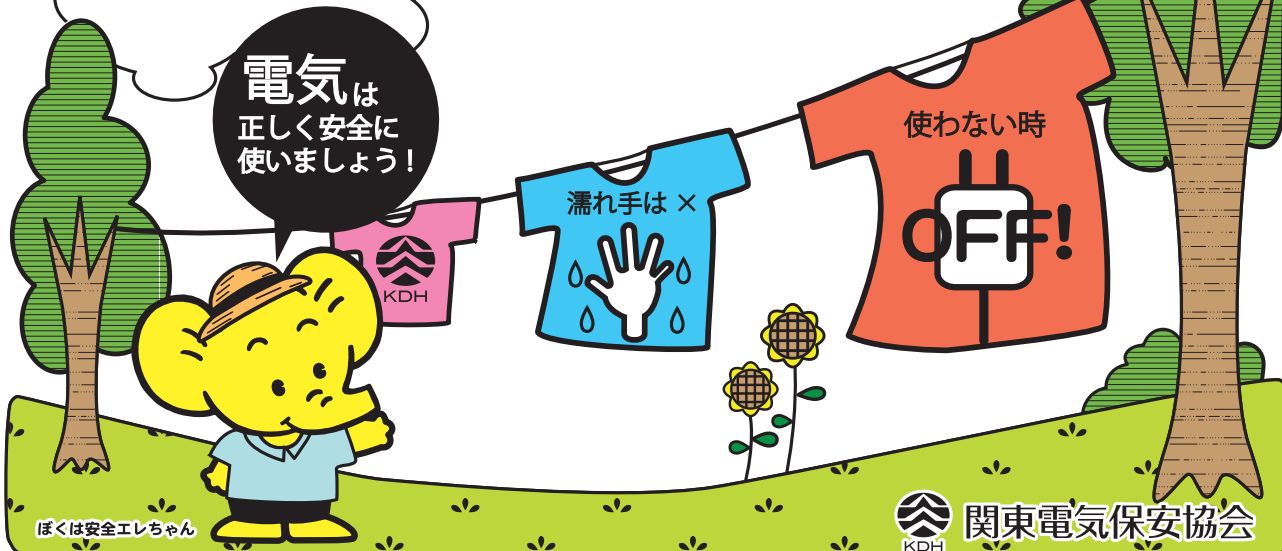
特に、夏場は直接日の当たるベランダや車の中に飲みかけのペットボトルを放置すると容器が爆発する危険性があります。事故はペットボトルを購入した人だけでなく、周りの人にも迷惑がかかります。飲んだ後はふたを外して、ラベルをはがし、中を軽く水で洗い、水を切った後、ペットボトルをつぶしてから資源ごみに出しましょう。



8月は経済産業省主唱の電気使用安全月間です!

電気は正しく安全に使いましょう!

<http://www.kdh.or.jp/>



ぼくは安全エレちゃん



関東電気保安協会